

平成 26 年度 第 4 回長野市個人情報保護審査会概要

【日 時】 平成 26 年 12 月 22 日（月）午前 10 時～12 時

【場 所】 職員会館 第 1 教養室（2 階）

【出席者】 委員 栗林委員、芝波田委員、西澤委員、山岸委員、和崎委員
職員 北澤総務部次長、広田情報管理室長、向林情報管理室係長、
西澤情報政策課課長補佐、湯本情報政策課係長
中村市民課係長、宮尾市民課主査

【議 事】

- 1 特定個人情報保護評価書について
評価書の概要説明を行った。
- 2 その他
特定個人情報保護評価書に係るパブリックコメントの実施について、広報ながの
1 月号で周知する旨説明を行った。

【主な内容（質疑・意見）】

《1 特定個人情報保護評価書について》

（委員） 実際に情報を取扱う職員もシステム全体までは理解していないと思うが、円滑な事務処理はできるものか。

（事務局） 全体を詳しく把握している職員はおり、中に深く入る場合はパスワード管理等により操作ができるようになっている。その他の職員はデータベース管理の入り口から入れないようにしており、基本的には触れさせないことになる。

（委員） 住民票の申請を例とすると、窓口担当職員はマニュアルに従って操作すれば可能ということか。情報漏えいや情報の改ざんを防止するためには、役割分担がしっかりしている必要があると思うが、仮にエキスパートがいなくなり、その翌日に事故が起きた場合に対応できるシステムになっているのか。

（事務局） 基本的には複数の職員で行っており、地方公共団体情報システム機構との連携もできるため、急な事態が起きても対応は可能と考えている。また、職員のモラルも大切であるため、個人情報の適切な取扱いについて研修を行い、業務で必要ない情報には触れない等の教育も行っている。

業務の継続性という点では、地方公共団体情報システム機構でコールセンターを開設し全国 1,700 の団体のサポートを行っており常時動ける体制を整えている。

（委員） 法務省の端末はどこにもつながっていないが何をするのか。

（事務局） 法務省とは外国人の入出国のデータのやりとりが発生しているが、専用線ではつながっていない。法務省からのデータを住民基本台帳に移している。

入国管理法に基づき通知が来るが、個人番号は扱わずに行っている。法務省は

市町村に1台ずつ連携端末があり、市側からは必要な操作しかできないためセキュリティは守られていると考えている。

(委員) 特定個人情報ファイル記録項目(32ページ)で、住民基本台帳ファイルには操作者、操作端末等の情報は記録されないのか。住民基本台帳を操作することで他へ情報が出て行くと思うが、1番もとになる情報には操作情報は入らないのか。

(事務局) 住民基本台帳ファイルの中では記録や管理はしていないが、5W1Hの内容の操作ログは保管される。利用権限のある人がそれぞれIDとパスワードで入り操作するが、操作履歴の把握は行っている。また端末は、一定時間を経過すると初期画面に戻る設定になっている。

(委員) 切り替わる時に窓口担当職員の業務はどのくらい変わるのか。変わり方によっては研修が必要だと思うが。

(事務局) 今回、システム更新により大きく変わるため職員の研修を予定している。

(委員) 実際に稼動した時に、マイナンバーカードを持っている人といない人とは手続きにかかる時間に差はあるのか。

(事務局) 市役所窓口ではあまり時間に差は無いが、持っていることで今後コンビニ交付等利用できる場所が増えるということはある。

(委員) 特定個人情報の提供ルール(35ページ)の「ログにより～確認する」というのは、誰がどういう状況の時に確認するのか。

(事務局) これについては今後検討すべきところであるが、定期的の確認していくことが必要と考えている。委託先であるため取扱いを注意する必要がある。現行でもかなり数があるため、手が回らないということはあるが、検討していきたい。

(委員) いわゆる「なりすまし」などは想定しているのか。住民側からすると「なりすまし」を防衛できるのか気になる。

(事務局) 基本は個人番号カードであるが、法律で規程があり、確認手順が示されている。

(委員) 番号カードが無ければそこでだめか。

(事務局) 詳細な手順はこれから整備するが、現行の住民票の交付であっても、その場合は運転免許証と健康保険証を提示という段階を追った確認方法がある。

(委員) 顔写真の無い健康保険証で確認することもあるということか。

(事務局) 健康保険証と銀行取引の氏名の記入してある通帳や本人しか知りえない情報を口頭で聞き取るなど組み合わせて確認する。

(委員) 「情報漏えいのリスクを極小化する」(38ページ)ということとは、情報漏えいの可能性もあるということか。

(委員) リスクはいろいろな場面で存在するため、ゼロにすることは難しいと考えている。運用する立場としては、悪意をもってやられたらどうしようも無いということもある。また、技術的に完璧であっても、たとえば地震によって建物が壊れサーバールームが露出したことで持ち出されたというようなリスクも想定するかど

うかということになる。通常の運用では万全を期しているが、想定しうるリスクを列挙し、リスク対策を重ねることにより可能な限り排除していくということになる。

(委員) リスク4でFAXについて記載されている(33ページ)が、FAXはとかく過ちが起きるが専用回線については大丈夫か。

(事務局) 送り先が限定された専用回線になっている。

(委員) 技術的対策(39ページ)の「ファイアウォール」がわかりづらいが。

(委員) 「ファイアウォール」は一般的な言葉ではないため、括弧書きで、「不特定多数からの接続を許さない専用のセキュリティ装置」というような解説をいただければ良いと思う。

(委員) 「特に慎重な対応が求められる対応」(37ページ)とはどのようなことを想定しているのか。

(事務局) 中間サーバー・ソフトウェアは、地方公共団体情報システム機構で構築しており、リスク対策について各自治体で評価する場合にはこういった明記が必要だと予め提示があったものである。自動応答の機能があるが、DV等で特に慎重に取り扱う必要がある場合は自動応答しないようにフラグを立てるというものであるが、仕様が固まっていないためこのような書き方で示されている。

(委員) 「センシティブな情報」もわかりづらい。

取扱い状況を確認する(35ページ)というのは、長野市の内部であれば自己点検となるが、外部委託先のリスク対策がきちんと行われているかの監査体制に踏み込めるのであれば何か記入しておいた方が良い。

(事務局) できないことは謳えないので、委員の意見欄に反映し、それを踏まえて検討したい。

(委員) 「確認する」と書いてあるので、具体的に明示する必要がある。監査や点検、どのタイミングで、どの頻度でということでも良いので記載を検討して欲しい。先行している自治体はどうしているか参考にとすると良い。監査先は膨大だが、形骸化してもいけない。

(委員) 三陸沖地震の関係など、長野市はデータのバックアップ体制はどのようにしているのか。

(事務局) 住民基本台帳ファイルは、万が一に備えて県外の所で保管してもらっている。データセンターのサーバーは免震構造の建物内にありそこでバックアップをとっている。万一の場合も復旧できるようにしている。

本人確認情報ファイルについては、市町村でひとつ、都道府県で同じものをひとつ、全国レベルでもうひとつと3段階に分けて保管している。

(委員) 「アクセス権限執行～」(49ページ)に「の」を入れて権限の執行とした方が良い。

(事務局) リスク対策 (55 ページ) の確認だが、「長野市における措置」とは、「長野市職員」に留まっていて、委託先は監査対象となっていないと読み取れるので、委託先に対する措置も踏み込んで書けると良いのではないか。ここを検討して欲しい。委託先が抜け落ちているので、「委託先に対する措置」と書ければ書く。「確認する」とは何を確認するのも含めて正確に書くと市民の不安も若干払拭されるのではないかと思う。

《2 パブリックコメントの実施について》

(委員) パブリックコメントの実施予定は。

(事務局) 1月5日から2月5日まで行う。

(委員) 期間についての決まりはあるのか。

(事務局) 30日以上行うことになっており、期間が満たない場合はその理由を記載することになっている。